

第1回釧路交通圏タクシー準特定地域協議会／議事録

2014/02/24/月/11:20-11:50

釧路運輸支局・会議室

【浅利ハイヤー協会事務局長】

釧根地区ハイヤー協会事務局長の浅利でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、第1回釧路交通圏タクシー準特定地域協議会を開催いたします。本協議会につきましては委員14名中13名が出席しております。要綱第5条16項に規定される構成員の過半数が出席しておりますので成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで新たな構成員をご紹介します。釧路公立大学経済学部准教授の下山朗先生でございます。

【下山准教授】

下山でございます。よろしくお願いいたします。

【浅利ハイヤー協会事務局長】

続きまして会長の選出でございますが、国土交通省から会長は学識者が望ましいとの助言がございまして、事務局よりあらかじめご依頼をさせて頂いておりました下山先生にお願いをいたしたいと思っております。委員の皆様如何でしょうか。よろしいでしょうか。

ご承認を頂きましてありがとうございます。次に会長挨拶につきまして、下山先生お願いいたします。

【下山会長】

ただいま会長を賜りました下山と申します。よろしくお願いいたします。先ほどの協議会に続きまして準特定地域協議会ですけれども、再びの活発な議論の方よろしくお願いいたします。なにぶん若輩者でありますので皆様自身のご協力とご助力を頂ければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事次第の5番です。職務代行者及び事務局長氏名についてですが、会長が指名することになっておりますので、指名したいと思います。職務代行者には釧根地区ハイヤー協会の近藤会長、事務局長には同じく浅利事務局長を指名いたします。

【浅利事務局長】

ただいま会長からご指名賜りました釧根地区ハイヤー協会の浅利でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは議題1の議事に入らせて頂きます。下山会長お願いいたします。

【下山会長】

それでは早速議題に移りたいと思います。議題1、4月1日消費税改定に伴う公定幅運賃について、事務局より説明をお願いいたします。

【浅利事務局長】

公定幅運賃の制度の導入ということでございますので、協議会といたしまして意見を提出する上で皆様に理解を深めて頂こうと思う関係上、運輸支局から説明を頂くこととしております。よろしくお願いいたします。

【釧路運輸支局】

釧路運輸支局の樋口でございます。私からは先月27日に施行となった改正特措法による新たな運賃制度である公定幅運賃と、4月1日に実施される消費税引き上げに伴う公定幅運賃の幅の範囲についてご説明いたします。

公定幅運賃は資料1ページ目をご覧ください。この上段にございますとおり、国が特定地域等に指定した場合は協議会等において公定幅運賃を指定することになります。その範囲の基準は現在の自動認可運賃と同様です。また公定幅運賃内の届出が従来の認可制から事前届出制へとなっています。それから2ページ目にあるとおり公定幅運賃の幅からはずれた運賃は変更命令の対象となります。命令に従わない場合については最終的には事業取り消しということもありえるということです。

資料1ページ目の下段に戻りまして公定幅運賃の範囲を規定する基本運賃ですが(1)タクシーの運賃距離制運賃時間制運賃。(2)2時間以上の契約や連続的に運行するハイヤー以外の運賃。ただ釧路交通圏についてはハイヤーという制度がございますのでこれには該当いたしません。(3)原価計算対象事業者の総利用者数の2分の1以上の利用者が対象となる割引を含む運賃。(4)施設から他の施設、または一方のエリア内での定額運賃となっております。資料2ページ目の左側には運賃変更命令の対象となるものを載せております。具体的にはタクシーの基本運賃に公示した公定幅運賃外の運賃。都市型以外のハイヤー運賃でタクシー運賃の下限運賃を下回る運賃。原価計算対象事業者の総利用者数が2分の1以上の利用者が対象となる割引を含む基本運賃で割り引くことで公定幅運賃の下限運賃を下まわってしまうもの。施設及びエリアに係る定額運賃で公定幅運賃の範囲内で届け出られた運賃の額によらないものとなっております。運賃変更命令の発令手順を右側に載

せておりますが、しかるべき指導と勧告をした上でそれでも範囲内の届出がなければ運賃変更命令を発動することとなります。

資料3ページ目に移ります。今回釧路交通圏の準特定地域指定にともなう公定幅運賃の幅の指定ということであれば現在使用されている自動認可運賃がそのまま公定幅運賃となるのですが、4月1日に実施される消費税の率の引き上げがある関係上、現行の自動認可運賃に消費税分を転嫁することとなります。転嫁方法は現在の運賃額に直接転嫁する金額方式を基本としておりますが、地域の意見がありましたら初乗り運賃額は変えずに、初乗り距離を短縮する方法いわゆる距離方式も認めるとしており当協議会ではどちらか一方を選択することとなります。

なお、資料には金額方式による小型車の例示をのせております。

次のページには消費税転嫁による運賃の算出方法を載せておりますが、初乗り運賃と時間制運賃は消費税増税分、ここでは実数分3%ではなく2.86%を転嫁する形で計算しております。消費税分を単純に転嫁しまして10円未満の端数を四捨五入して処理したために改定初乗り運賃額としまして、改定による増収が事業者収入全体で税率引き上げの範囲内となるよう、ここでいう税率というのは3%ですね、3%の範囲内で改定加算距離を構成することを基本としまして、これにより公定幅運賃を設定いたします。最後の2ページには金額方式と距離方式のそれぞれの公定幅運賃の運賃表をつけております。

最後になりますけれども本協議会では消費税転嫁における金額方式と距離方式の意見、また区間制運賃の加算方式の30分単位から10分単位や15分単位に短縮することや、初乗り短縮は自動認可運賃の制度上では事業者の判断で設定できましたけれども公定幅運賃では基本的には設定できません。これらを設定したい場合には協議会意見として要望してもらう必要があります。また釧路交通圏は運賃ブロックでいきますとCブロックとなります。準特定地域に指定されたCブロックに存在する地域は北海道では北見交通圏や帯広交通圏も該当しまして、同じように意見が出されることとなります。最終的にどのように指定されるかはわかりませんので、ご承知おき頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

【下山会長】

ただいま事務局より説明のありました公定幅運賃に関しまして、ご意見ございますでしょうか。意見がある場合は挙手をお願いします。

最初の意見で、出づらいと思っておりますので、まずは事業者側からご意見を頂きたいと思っております。

【釧根地区ハイヤー協会・近藤委員】

表を見て頂いて公定幅という形での提示なのですが、資料の一番最後の距離方式でいきますと、例えば530円の基本料金から距離を縮めていくという方向になっているんですけども、例えば今まで1.4kmまでのお客様いらっしゃって530円でその方は降りることが出来たわけですが、この距離方式だと1.36kmというくりでございまして1.36以降で1.4kmまでの区間で80円という金額が上がってしまう。そうすると530円の80円で610円。金額方式で言った550円よりも金額がアップしてしまう。

お客様に、逆に基本料金は変わらなくても距離でいきますと負担が大きくなるというような形になりますので、その辺を考えていきますと金額方式でお示しを頂いた公定幅の方がご利用する方にはよろしいのではないかと思います。

【下山会長】

続きまして他の委員の方。

【釧根地区ハイヤー協会・堀川委員】

私はまりも交通の堀川と申します。事業者の視点です。今まで円安によって燃料が非常に、12月から過去にないくらい上がってきているという経過もございまして。下がる見込みもないということで、減車の流れはそれぞれ各社努力をしてやってきてますけれども、かなり厳しい状況です。また、乗務員さんのなり手が無い。これは労働条件の改善をしなければなかなか難しいのだろうなという考えになっています。

今回のこの消費税3%は国民からしても理解されてること。それで公共輸送としてタクシーだけが距離とかなんとかって、こうやるということについては、これで終わるといふなら、また来年の消費税の時に2%という重い負担がかかってくる。こういうことであれば今回は理解を頂けると思う。3%、すんなり上乗せをしたような中でいかないと、経営自体も乗務員さんに負担をかけることもできないわけですから。そういう面ではなんとか努力してやっていきたい。いずれにしても、かなり今厳しい状態にあります。そんなわけでご理解頂ければありがたい。

【下山会長】

ありがとうございます。他でございますでしょうか。お願いいたします。

【釧路消費者協会・中嶋委員】

ハイヤー協会さんにお伺いしたいのですが、初乗り運賃のみの利用者の割合はどのくらいなのでしょう。初乗り運賃のみのお客様は少ないのでしょうか。

【釧根地区ハイヤー協会・近藤委員】

一般的に釧路の一般単価っていうのが1000円前後だっていわれます。だから基本料金っていうのはあんまりちょっと何割かだと思えますね。大体1000円ぐらいだと思います。

【釧路消費者協会・中嶋委員】

お伺いしたかったのは、初乗りの部分に消費税をかけた方が消費者としては分かりやすいのかなというのがあります。というのは色々な物価が今、上がってきてますよね。今お話にもあったように、円安の絡みでもって燃料が高くなるというように、どうしても止めたいっていう意向も話されておりましたけれども、今のところは消費税っていう絡みでいけば初乗りの部分で消費税を加算して頂いた方が消費者は分かりやすいのではないかなと私は思います。

【下山会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。事業者でいきましようかね。竹内委員いかがでしょうか。

【釧路個人タクシー協同組合・竹内委員】

個人タクシー組合の竹内と申します。私ども60数名の組合員がいて一人一人が事業者なわけですよ。これは支局にも伺いたいことなんです、我々組合員一同がこの料金にしなければいけないというのは、はたして独禁法にどういうふうに係わってくるものかをお聞きしたい。

例えば法人の皆さんなら社長の一声で、この例に出されてる550円は可能なんですよ。ところが我々一人一人が事業者なわけですからトップに立つ私が、仮にですよ、550円って言った時にそれは独禁法に引っかかってくるかどうかを伺いたい。

【下山会長】

まず金額方式にするのか距離方式にするのか、意見お持ちになってると思うので、それについては主張はないですか。

【釧路個人タクシー協同組合・竹内委員】

先程、会長からお話があったように、安いタクシーを選んだつもりで結果としては高くなるっていう可能性が往々にあるわけです。それに対して事業者として不思議だな、嫌だな、それは詐欺行為になるのかなという思いから金額方式一律ですか。距離方式ではない方法を選びたいとは思っております。

【釧路運輸支局】

どの運賃にするかということで幅が示された。次に各事業者から運賃届出を出して頂くんですけれどもそこで事業者で集まってですね、みんなでこの運賃に出そうということであれば独禁法に触れることとなります。それから各人が各人の判断で、幅の中でどこにするか考えた上で届出を出して頂くこととなります。

【釧路個人タクシー協同組合・竹内委員】

では、これは各社別々の日にちで出さなければいけないということになりますか。もう4月、3月に近いですからね。

【釧路運輸支局】

話し合った事実さえなければそれは大丈夫です。

【下山会長】

他いなかでしょうか。荻原委員お願いします。

【釧路北交ハイヤー・荻原委員】

北交ハイヤーの荻原と申します。皆さん意見を出されてる中での話しとして私どもとしても事業者としての立場で言えば非常に今経営状況の悪化を辿っているような状況です。やはり何と言ってもタクシー事業に占める費用の中で一番大きなウェイトを占めているものは人件費の次に燃料費なのです。ですからやはりこの経営を安定維持させるためにはなんとしても乗務員の賃金を荒削りするようなことは当然できないわけですから。そうすると経営上燃料費の節約というものが非常に大きくなってくると。

先ほど堀川委員がおっしゃったとおり非常に事業経営を圧迫しているのは燃料の高騰なのです。この先も石油・石化製品が止まらない。高止まりの状況が推移すると予測されておりますから、そういうなかでは今回の消費増税という部分に関してはこれはやはり我々事業者としては飲み込むようなものではないでしょうし、これはやはり経営上しっかり辿っていかなければいけないものだと思っております。

そういう中で、公定幅をどうするのかといった中身になってくるとやはり消費者の皆様に分かり難いような幅運賃の設定は避けるべきだろうと。やはり初乗り運賃を含めて距離がしっかり提示されて、なおかつそれに基いた初乗り運賃が2.86%上げられた。そのことで消費者様にはご理解を頂けるものと私は思っております。

今回の幅運賃、最終的にどう決定されるか分かりませんが、私どもとしては少なくとも公定幅、最初の一案である公定幅が550円初乗りという方で決定されて頂ければ非常に事業者としても皆様にわかり良い形になるのではないかなと思っております。

【下山会長】

ありがとうございます。ご意見なかったでしょうか。では山下委員代理お願いします。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

私の方からは、消費税が上がった時には全社一律で上げてもらわないと。差があると、また色々な状態で各社サービスなり何だかんだって、せつかく今一律に並んでるのにまたこういう状態に変わってくると困る。一律全社上げてもらう形でよろしくをお願いします。

【下山会長】

金額方式ということでもいいですか。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

そうですね。

【下山会長】

分かりました。ありがとうございます。タクシー事業者等からご意見頂きましたので、地域住民代表として本日3名の委員に来て頂いておりますけれどもご意見ございますでしょうか。

【釧路町消費者協会・長久保委員】

今、お話を聞いてまして自分もどうかなと思ったのですが、やはり分かりやすいのは距離方式よりも、金額方式です。初乗り運賃部分にかけてもらった方が消費者としては分かりやすいことだと思います。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。清水委員からお願いします。

【釧路商工会議所・清水委員】

タクシー事業者さんももちろん消費税を納税しなければいけない、消費税が転嫁されるわけですから。車を購入される、そういう時にも消費税と。8%10%という中で、これは適正に消費税を転嫁されるべきだと思っております。ただその方法としては、企業の財務内容ですとかそういうものを勘案して、どういう形が一番望ましいのか。企業があつてのタクシーに乗れる消費者、利用できるというふうに思っております。企業が消費税を転嫁することによってですね、その転嫁の方法が、分かりやすさを追

求するがゆえに十分な消費税の転嫁ができないということにならないような形でご検討頂ければ一番良いのではないかと考えています。

また、初乗り運賃の標準というのはなかなか難しいと思うのですが、その加算運賃についても基本的にはガソリン代かかっていることですから。どのような形になるのかっていうのが今までの説明の中でも理解できなかったところもあるんですけども基本的には転嫁をしなければならない。一納税者としてですね。国の方向性にも考えが一致しないのではないかと。

【下山会長】

加算運賃に関しましては、これは言い方が悪いかもしれませんが若干距離方式の概念をいれてる形になるんでしょうかね。81円とかではないんですよ、そうですね。10円という単位に合わせたと、はい分かりました。

【釧路商工会議所・清水委員】

そういうものを色々勘案しながら運賃というものはできると思うのですが、あまりにも取りすぎず、取らなすぎずという中で進められなければいけないと思うのですが、だから10円うんぬんというのも、まあ釣り銭の問題もあると思うのですが、ある一定のところまでは切り捨て、ある一定のところまでは切り上げというところで平準化をはかるような。そういう料金体系だとか、そういったことも含めてですね、考えなきゃいけないんじゃないでしょうかというのが僕の意見です。

【下山会長】

色々な交通体系、そういうふうになってきておまして、今日のSuicaとかですね、決まってきておきますので、またご要望として承っておきます。ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。では関係団体からはご意見頂けたと思います。菊池委員代理いかがでしょうか。

【釧路市・菊地委員代理】

今、皆さんおっしゃられたとおりでと思うんですけども、若干違うことになるかもしれませんが、初乗り運賃に対するこの1.4kmという距離数があると思うんです。以前、道新に札幌圏のタクシーの初乗り20円値上げという記事が載ってたのですが、その中で札幌では初乗り最初1.6kmまでと書いてあったと思うのですがその違いは何なのでしょう。

【釧路運輸支局】

まず運賃ブロックが違いますので、そのブロックごとに各事業者から出された運賃申請をもとに、原価計算等の資料を入手した上で算定をしております。基本的に申

請者からだされた運賃が基本になっており、その上で、実際にどういった幅にするかと計算したところ札幌については1.6kmという運賃を設定しております。幅というのは自動認可運賃でのことです。

【釧路市・菊地委員代理】

もう1つ、札幌圏が値上げを一度している。その時に釧路圏は前回値戻しといいますか、基本の530円に釧路圏は戻している。このことも1.4km・1.6kmや初乗り運賃にも影響しているものなのではないでしょうか。

【下山会長】

方式に関してご意見を。

【釧路市・菊地委員代理】

方式に関しては案で示された基本パターンでやむを得ないのかなと思います。ただ、一般の市民の方が乗りやすい運賃体系で進んでもらえればいいなと思っています。

【下山会長】

ありがとうございます。では続きまして及川委員お願いいたします。

【釧路町・及川委員】

私も最初からこちらの初乗りで、1.4kmの方でいいのかなと思います。それで今皆さんのお話きいて、やはり住民の立場から言わせて頂くと、高齢者年金をもらっている方が結構多く使用していると思います。使いやすいようなシステムと言いますかこの消費税の転嫁というのは致し方ない。私ども、色々なものに転嫁してますので、仕方ないものかなと思いますけども公共の足として、やはり私ども、手前もそうですけども買い物難民ですとか病院に行くですとか。別保地区がコンビニがなくなって、商店が無くなったっていうのもちょっとございますので、そういったこともありますし、働いている方のお話しも聞きます。経営という面と働く方の賃金。将来的には税金っていう形で私どもに戻ってきて循環。自治体としてですね、やっていかななくてはいけないというところですけども。やはり、うまく回るような仕組みになればいいなと思っています。

【下山会長】

ありがとうございます、続きまして前川委員代理お願いします。

【前川北海道警察釧路方面本部・委員】

私らも警察ですので運賃に対して…。それはご理解頂きたいと思います。地域の皆様のためになる形で結論が出ればよろしいと思います。

【下山会長】

ありがとうございます。

【釧路労働基準監督署・八反田委員代理】

監督署からは運賃に関してどうのということとは言えないんですけれども。労働基準監督署の方は最低賃金を扱っているものですから。最低賃金はご存知のとおりこのところ生活保護費より低いということで、どんどん上がってきてというところで、非常に会社の方々も苦慮されてる方がいらっしゃるかと思います。これは北海道にかかる問題として、北海道だけ今のところまだ生活保護費より最低賃金が低いというかたちになっていますので、来年度も十数円くらいアップすることが見込まれるということもありますので、その分最低賃金を割ってしまうということになってしまうと問題になりますので、そこも含めた形で考慮して頂ければなというふうに思っております。

【下山会長】

はい、ありがとうございます。ひとつお意見うかがいましたが、改めまして皆さんからご意見ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

皆様のご意見まとめますと、事業者側、消費者側ともに金額方式の方が分かりやすいのではないかなというご意見だったと思います。したがって協議会といたしましては、金額方式という意見で北海道運輸局に対しまして提出したいと思います。よろしいでしょうか。

また、それと付随いたしましていくつかご意見を頂きましたので、その意見も踏まえまして意見書の作成を浅利事務局長、よろしく願いいたします。議題1の方は、これで終わります。議題2について事務局から何かございますでしょうか。

【浅利事務局長】

議題2につきましては特段ございません。

【下山会長】

本日準備いたしました議題は以上でございます。進行を事務局にお返しいたします。なお本日の議事概要は、後日運輸支局及び北海道運輸局ホームページその他で公開いたしますので、各委員のご了解をお願いいたします。それでは事務局長よろしく願いします。

【浅利事務局長】

下山会長におかれましては議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても貴重なご意見を頂き誠にありがとうございます。引き続き皆様のご支援ご協力方をお願い申し上げます。

以上をもちまして、第1回釧路交通圏タクシー準特定地域協議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。